

社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会
尾鷲市ボランティア・市民活動センター設置要綱

(目的)

第1条 尾鷲市ボランティア・市民活動センター(以下、「ボランティアセンター」という。)は、市民の共助意識の高揚とボランティア活動の推進、振興を図ることにより、社会福祉の発展に寄与することを目的として設置する。

(設置主体)

第2条 ボランティアセンターの設置主体は尾鷲市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)とする。

(事務局)

第3条 ボランティアセンターの事務局は本会事務局に置く。

(事業)

第4条 第1条の目的を達成するため、ボランティアセンターでは以下の事業を行う。

- (1) ボランティア・市民活動の開発・普及
- (2) ボランティア・市民活動に関する情報の収集・提供
- (3) ボランティア・市民活動に関する相談・紹介・援助
- (4) ボランティア・市民活動に関する人材育成
- (5) ボランティア・市民活動団体との連絡・調整
- (6) ボランティア保険に関する手続き・援助
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(ボランティア登録の申請)

第5条 ボランティアセンターの支援を受けようとする者はボランティア登録申込書(様式第1号)を本会会長に提出することでボランティアセンターへの登録ができる。

2 登録については、主として尾鷲市内で活動する者を対象とする。ただし、災害時についてはこの限りではない。

3 宗教的活動、政治的活動、商業活動等、公共性を欠き、営利を目的とする者の登録は受け付けない。

(報告)

第6条 ボランティアセンターに登録する者は登録者の状況及び活動内容について定期的に現況を報告するものとする。

(ボランティア登録の辞退・抹消)

第7条 ボランティアセンターに登録する者はボランティア登録辞退届(様式第2号)を本会会長に提出することで辞退することができる。

2 前条の報告を欠き、なおかつ連絡が取れないなどの理由がある者については、本会会長はボランティアセンターへの登録を抹消することができる。

(ボランティア活動保険料の助成)

第8条 ボランティアセンターは第1条の目的を達成するため、ボランティアセンター登録者が社会福祉法人全国社会福祉協議会の契約するボランティア活動保険に加入する場合、1人当たり100円の助成を行う。ただし、公的資金により保険料が賄われると判断できる者については助成しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。